

サンライズキッズ大津園

【自然災害時等における園の対応について(臨時休園等の判断基準について)】

① 目的

台風・豪雨・地震等による人的・物的被害が発生し、または発生のおそれがある場合で、安全に保育が実施できないと判断されるなど、園児、保護者および職員の生命または身体の安全を守るため、保育施設の臨時休園措置等の判断及び対応の基準を定める。

また、自治体からの臨時休園等の要請があった際は自治体のフローに沿い対応を行う。

② サンライズキッズによる臨時休園の判断基準

(1) 台風・豪雨などの風水害時

| 警戒レベル等 | 判断時点 | 対応 |
|--|------------------|---|
| ●施設のある市町村から 警戒レベル3以上の避難が発令 | 登園前 (午前6時の時点) | 可能な限り登園を 自粛いただく <u>(休園にはしない)</u> |
| | 登園後 (保育中) | 可能な限りお迎え に来ていただく <u>(休園にはしない)</u> |
| ●施設のある市町村から 警戒レベル4以上の避難が発令 ●気象庁から 「特別警報」等の防災気象情報が発表 | 登園前 (午前6時の時点) | 臨時休園 |
| | 登園後 (保育中) | 園児の引き渡し終 了後、臨時休園 |

※「避難情報」「防火気象情報」は、下の表を参照

※次の場合においても臨時休園を実施することがあります。

1、災害の発生以前において、台風の接近等が見込まれ気象庁等から「特別警報(大雨(土砂災害、浸水害)・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮の6種類)」の防災気象情報の発表が予想される場合など。

2、台風等の通過後において、臨時休園の基準に該当しない(すでに避難情報等が解除された)場合などで、その被害による施設の停電や断水などにより、安全な保育の実施が困難なとき。

3、午前6時から開所時間までの間に上の表の「警戒レベル等」に該当する情報が発令・発表されたとき

参照

《避難情報(警戒レベル)と防災気象情報(警戒レベル相当情報)の関係》

| 警戒レベル | 避難情報等 (市が発令) | 警戒レベル 相当情報 | 防災気象情報 (国・県・気象庁が発表) |
|--------|-----------------|----------------|------------------------|
| 警戒レベル5 | 緊急安全確保 | 警戒レベル5 相当情報 | 大雨特別警報 氾濫発生情報 |
| 警戒レベル4 | 避難指示 | 警戒レベル4 相当情報 | 土砂災害警報情報 氾濫危険情報 |
| 警戒レベル3 | 高齢者等避難 | 警戒レベル3 相当情報 | 大雨警報・洪水警報 氾濫警戒情報 |

(2) 地震発生時

| 地震の強さ | 判断時点 | 対応 |
|-----------------|-----------------|--|
| 施設のある市町村で震度5弱以上 | 開園前 (午前6時まで) | 臨時休園 ※ただし、施設の安全や職員の配置等を勘案し、開園できると判断したときは開園することができる。 |
| | 開園後 (保育中) | 園児の引き渡し終了後、臨時休園 |

※次の場合においても臨時休園を実施することができる

- 1, 自治体より臨時休園等の要請があった場合
- 2, 地震の被害による施設の停電や断水などにより、安全な保育の実績が困難なとき。
- 3, 午前6時から開園までの時間の間に上の表の「地震の強さ」に該当する地震が発生したとき。

③ 保育の再開基準

臨時休園の後、避難情報等が解除された場合などは、次の事項を確認し、臨時休園した日以降、安全に配慮したうえで保育を再開します。

- 施設及び周辺的安全確保
- ライフラインの状況(電気・水道・ガス・道路状況等)
- 職員の勤務体制の確保
- その他

④ 警報時の対応について

- 午前6:45の時点で大津市が暴風警報、暴風雪警報、特別警報を発令された場合
→警報が解除され園の安全を確保できたら保育再開
- 午前6:45の時点で大津市が災害警戒レベル3以上を発令された場合